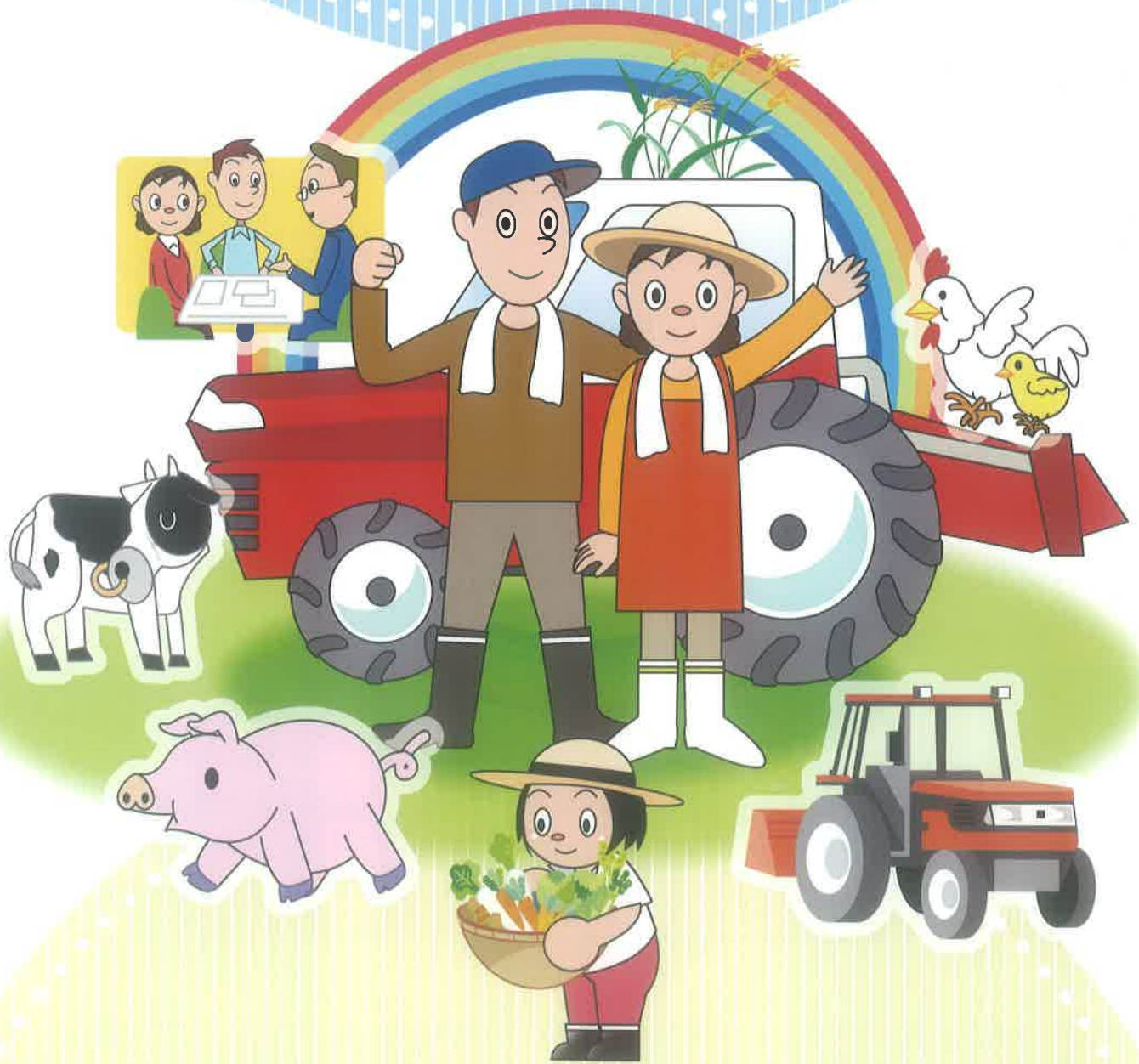




日本の
ひなた
宮崎県

平成28年度(2016)

農業制度資金の ご案内



宮崎県農政水産部

Miyazaki Prefectural Government Agriculture and Fisheries Department

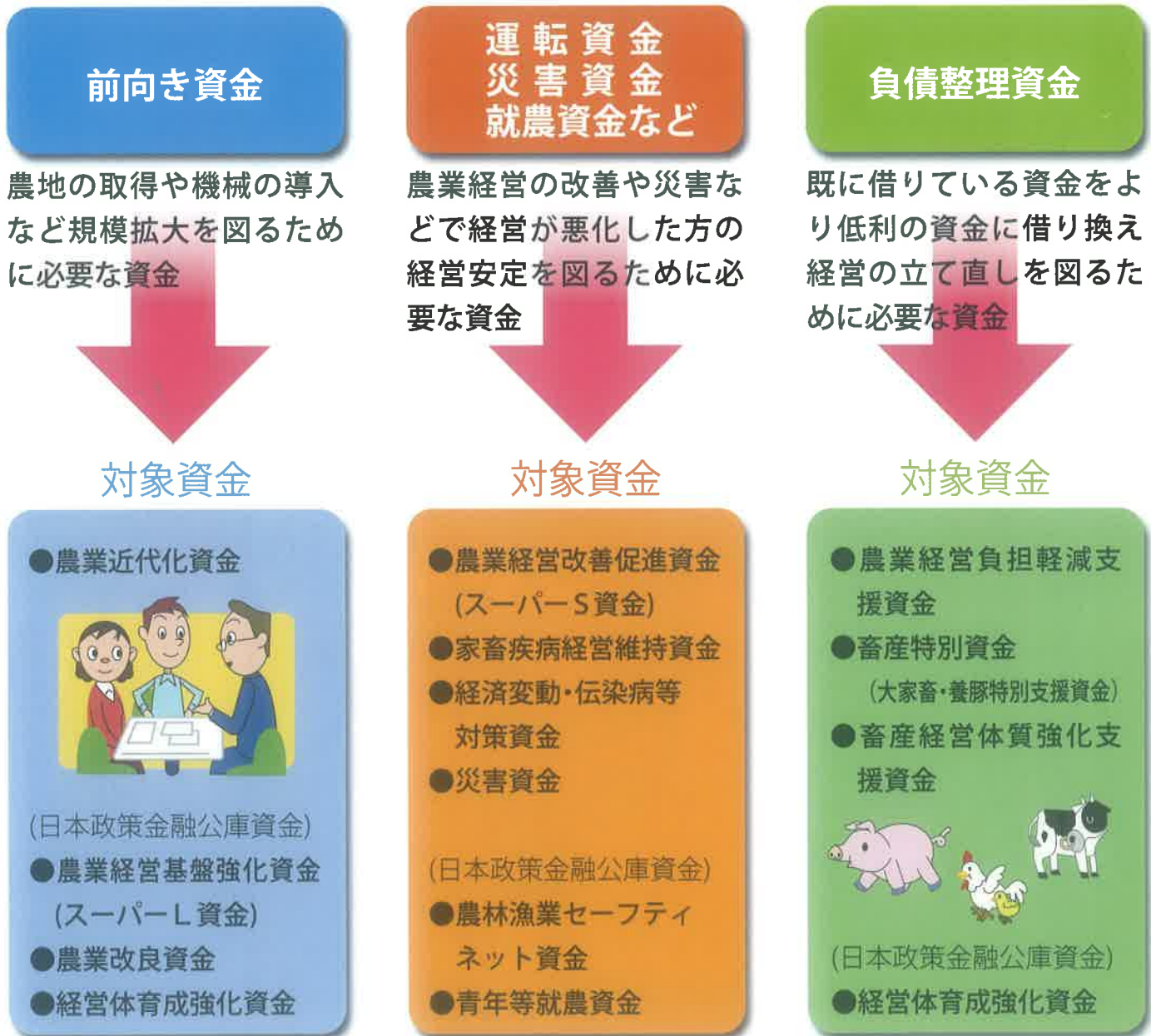
農業制度資金について

農業は、自然条件や農産物価格などの様々な外的要因に左右されやすく、また、投資の回収にも長期間を要するという特色を持っています。

このような農業の特色から、農業に対する融資には、他産業における資金の貸付とは違った貸付条件が求められています。

そこで設けられているのが「農業制度資金」であり、農業の担い手が、より長期、かつ、低利な資金を借りることができるように、国や県・市町村が、法律などに基づいて直接資金を貸し付けたり、融資機関が貸し付ける資金に対して利子補給などを行うことで、農業者の金利負担を軽減しています。

農業制度資金には、次のような資金があります。



農業制度資金目的別早見表 (○対象)

資金種類 用途		みやざき農業改革資金				日本政策金融公庫資金								
		農業近代化資金	経済変動・伝染病等対策資金	災害資金	農業経営負担軽減支援資金	農業経営改善促進資金 (S資金)	家畜疾病経営維持資金	畜特資金 (大家畜・養豚特別支援資金)	畜産経営体質強化支援資金	農業経営基盤強化資金 (L資金)	農業改良資金	経営体育成強化資金	農林漁業セーフティネット資金	青年等就農資金
		3P	7P	7P	8P	6P	6P	8P	8P	5P	5P	6P	7P	7P
農地など	農地などの購入									○		○		
	農地などの賃借料一括払い	○								○	○	○		○
	農地の改良・造成	○								○	○	○		○
施設機械	施設・機械の改良・造成・取得	○								○	○	○		○
	観光農業施設の整備	○								○	○	○		○
	農産物の加工処理施設の整備	○								○	○	○		○
	農機具などの賃借料の一括払い	○								○	○	○		○
運転資金	家畜の購入・育成	○				○				○	○	○		○
	果樹、茶などの植栽・改植・育成	○				○				○	○	○		○
	品種の転換	○				○				○	○			
	肥料・農薬などの購入	○				○				○	○	○		○
担い手	農業に関する研修の受講	○				○					○			
	新規農業開始													○
	経営管理目的の情報機器購入	○								○				○
災害	施設の災害復旧	○								○			○	
	農地の災害復旧	○								○			○	
	経営資金			○				○		○			○	
経営再建	営農負債整理				○			○	○			○		
	前向き資金とともに営農負債を整理 (農業制度資金の借換対象外)									○		○		
	災害、社会的・経済的環境の 変化などによる資金繰り		○	○						○			○	

※資金によって一定の条件を満たすことが必要な場合がありますので、詳しくはご相談ください。

農業近代化資金

農協や銀行など民間金融機関が融資し、規模拡大や設備投資などを行うときに借りることができる、身近で使い途の広い資金です。

資金使途

- ①施設や機械の購入
- ②果樹などの植栽・育成
- ③家畜の購入・育成

- ④小土地の改良
- ⑤長期運転資金

注) 土地の購入や負債の借り換えなどには利用できません。

貸付対象者

- ①認定農業者
- ②認定新規就農者
- ③一定の要件を満たす農業者・法人

- ④農業を営む任意団体
- ⑤一定の要件を満たす集落営農組織

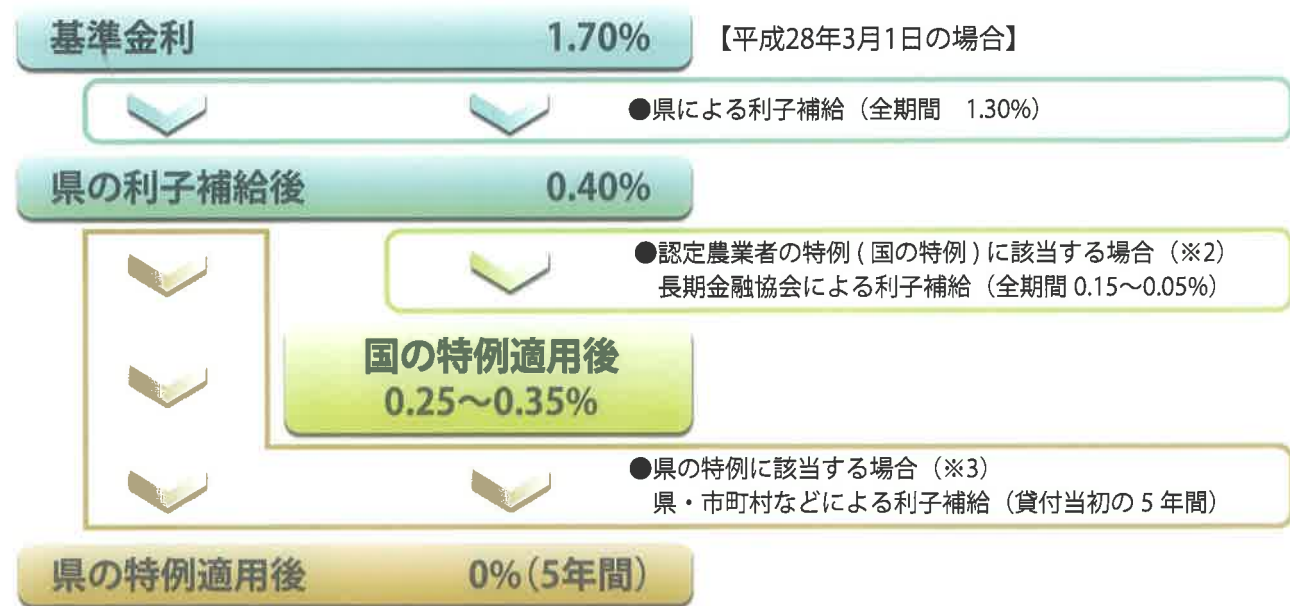
貸付条件など

【貸付限度額】 個人 **1,800万円** (知事の特認(※1)を受けたものは2億円)
法人 **2億円**

【償還期間】 償還期間などは貸付対象者や資金使途により変わりますので、詳しくは融資機関にご相談ください。
(例) 認定農業者の場合: 資金使途により、7年以内(うち据置2年以内)もしくは15年以内(うち据置7年以内)

【融資率】 認定農業者、集落営農組織…100%(一定額の範囲で) その他担い手…80%

【貸付利率】 金利は借りる時の金利情勢や対象となる利子補給制度により毎月変動します。次の図を参考にさせていただき、詳しくは申し込みの際などに融資機関にご相談ください。



※1 特認にあたっては、施設の面積や家畜の飼育頭数などに関する基準があります。詳しくは、宮崎県庁ホームページをご覧ください。(4ページ参照)

※2 個人1,800万円、法人3,600万円の貸付限度があります。

※3 国の認定農業者の特例の対象にならなくても、県の特例の対象となる場合があります。なお、適用要件などの概要については4ページをご確認ください。

農業近代化資金に係る県の貸付利率の特例

宮崎県は、一定の要件を満たした場合、新たに利子補給の承認を受けた農業近代化資金を対象として、貸付当初5年間を無利子とする措置を設けています。

対象者	農業近代化資金の借入者で対象事業に該当する者
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営の安定化を図る産地改革対策 <ul style="list-style-type: none"> ● マーケットニーズに即した生産体制の構築 (例) 契約生産に基づく、規模拡大に伴う大型機械の導入など ● イノベーションによる効率的生産体制の構築 (例) 直売所の受注管理システムやコンピュータによる施設管理システムの導入など ② 担い手確保や雇用拡大が図られる事業 ③ 既存の農業機械や施設の有効活用を図る事業 ④ <u>みやざきブランド認証品目(※1)</u>の生産を実施する事業 ⑤ 中山間地域振興対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域特性を生かした収益性の高い品目の展開を図る事業 ● 鳥獣被害対策 ● 地域の特産物などを活かした加工処理施設の整備 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの場合も、資金用途の制約を受けることがあります。 ・ 国・県・市町村いずれかの補助金の交付決定を受けた事業の補助残事業資金は対象外です。 ・ 予算の範囲で行われているものであり、変更が生じる可能性もあります。
借入限度額	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人、法人ともに 2億円 (個人は融資限度額に係る知事の特認(※2)が必要) ②～⑤ 個人：1,800万円 法人：3,600万円

※1 39商品【畜産3、野菜22、果樹8、花き2、特産3、加工・業務用1】

※2 施設の面積や家畜の飼育頭数などの基準を満たし、農林振興局などの長が必要と認めたものになります。

詳しくは、宮崎県庁ホームページをご覧ください。(右のQRコードでも確認できます)

宮崎県→しごと・産業→農業→農業制度資金

【<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shigoto/nogyo/shikin/index.html>】



農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)

認定農業者の方が農業用機械や施設、農地を取得する場合などにご利用でき、借入金額も大きく、償還期間も長い日本政策金融公庫の資金です。

資金使途

- ①農地の取得や改良・造成
- ②施設や機械の購入
- ③果樹・家畜などの購入、植栽・育成
- ④規模拡大や設備投資に伴う経営費
- ⑤負債の整理(制度資金を除く)
- ⑥法人への出資金 など

貸付対象者

認定農業者

貸付条件など

【貸付限度額】 個人 **3億円** 法人 **10億円**
 【償還期間】 25年以内(うち据置10年以内)
 【その他】 負債整理のための資金の貸付限度額は個人6,000万円、法人2億円です。金利は借りる時の金利情勢により変動します。宮崎県庁ホームページや日本政策金融公庫宮崎支店で確認できます。

国の貸付利率の特例

国においては、一定の要件を満たした場合、新たに貸付決定を受けた農業経営基盤強化資金を対象として、貸付当初5年間、利子を軽減する措置があります。

対象者	「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者 ※国の補助金(交付金を含む)の交付決定を受けた事業の補助残事業部分、負債整理に充てるために融通される資金は対象外
借入限度額	個人 3億円 法人 10億円

※予算の範囲で行われているものであり、変更が生じる可能性もあります。

農業改良資金

農畜産物の加工を始めたり、新作物の栽培に取り組む場合など、新しい分野にチャレンジするときに無利子で借りることのできる日本政策金融公庫の資金です。

資金使途

- ①施設や機械の購入
- ②果樹・家畜などの購入、植栽・育成
- ③農地の利用権の取得
- ④品種の転換や特別の費用
- ⑤需要の開拓 など

貸付対象者

六次産業化法認定者、農商工等連携促進法認定者、エコファーマー など

貸付条件など

【貸付限度額】 個人 **5,000万円** 法人 **1億5,000万円**
 【償還期間】 償還期限:12年以内
 (うち据置期間3年(特例の対象は5年)以内)



経営体育成強化資金

農地や施設、機械の取得などに利用できる日本政策金融公庫の資金です。既に借りている資金の償還負担を軽減し、経営の立て直しを図る場合にも利用できます。

資金使途

前
向
き

- ①農地の取得や改良・造成
- ②施設や機械の購入
- ③果樹の植栽・育成
- ④家畜の購入・育成 など

負
債
整
理

- 次の資金の償還負担を軽減するための資金
- ①営農負債
 - ②土地改良事業などの負担金

貸付対象者

主に農業を営む個人・法人、認定新規就農者 など

貸付条件など

【貸付限度額】 個人 1億5,000万円 法人 5億円

【償還期間】 25年以内(うち据置期間3年以内)

※前向き投資の場合の借入金額は事業費の80%以内です。

農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)

認定農業者が経営改善に取り組む場合に利用できる短期運転資金です。

資金使途

施設や機械の修繕、果樹や家畜の購入、種苗代や肥料代などの直接的経費 など
(既往借入金の借り換えには利用できません。)

貸付対象者

認定農業者

貸付条件など

【貸付方式】 極度貸付方式

【貸付限度額】 個人 500万円 (家畜又は施設園芸) 個人 2,000万円
法人 2,000万円 (経営者の場合) 法人 8,000万円

【償還期間】 1年以内

家畜疾病経営維持資金

口蹄疫などの家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた家畜経営に対し、必要な経費を融通することにより、経営再開などを図る資金です。

資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材などの購入、雇用労賃の支払いなど畜産経営の再開・継続・維持に必要な営農経費

貸付対象者

口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生により、家畜の殺処分や移動の制限などの影響を受けた畜産経営者

貸付条件など

<経営再開資金>

【貸付限度額】

個人 2,000万円

法人 8,000万円

<経営継続資金>

【貸付限度額】1頭当たり、100羽当たりの限度額

繁殖雌牛 6.5万円 繁殖豚 2.6万円

肥育牛 13万円 肥育豚 1.3万円

乳用牛 13万円 家きん 5.2万円

<経営維持資金>

【貸付限度額】

100羽当たりの限度額

家きん 5.2万円

経済変動・伝染病等対策資金

急激な経済変動又は伝染病などの影響を受けている農業者に対し、必要な経費を迅速に融通することにより、経営の再建及び維持安定を図る資金です。

資金使途 経済変動又は伝染病などの影響を受けた農業者の経営の維持安定に要する営農経費
 (生活費及び負債の借り換えには利用できません。)

貸付対象者 県の指定した急激な経済変動又は伝染病などの影響を受け、一定の要件を満たす農業者

貸付条件など 【貸付限度額】 **300万円**(指定事象ごとに)
 ※ 指定事象については、宮崎県庁ホームページでご確認ください。(4ページ参照)

災害資金

不慮の災害により、農業経営に影響を受けている農業者に対し、必要な経費を迅速に融通することにより、経営の再建及び維持安定を図る資金です。

資金使途 災害の影響を受けた農業者の経営再建に要する営農経費
 (生活費及び負債の借り換えには利用できません。)

貸付対象者 県の指定した災害の影響を受け、一定の要件を満たす農業者

貸付条件など 【貸付限度額】 **300万円**(指定災害ごとに)
 ※ 指定災害については、宮崎県庁ホームページでご確認ください。(4ページ参照)

農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などにより経営が悪化した農業者が、経営の維持安定を図るために借りることができる日本政策金融公庫の資金です。

資金使途 災害や家畜伝染病の発生などに伴い影響を受けた農業者の経営の維持安定に要する営農経費

貸付対象者 災害や経営環境の変化などにより一時的に経営状況が悪化した農業者で、一定の要件を満たす者

貸付条件など 【貸付限度額】 **600万円**※特認(年間経営費などの3/12以内)

青年等就農資金

市町村から「青年等就農計画」の認定を受けた認定新規就農者に対し、農業経営を開始するために必要な資金を無利子で貸し付ける日本政策金融公庫の資金です。

資金使途 農業経営開始に必要な施設・機械の取得など(農地などの取得は除く)

貸付対象者 認定新規就農者

貸付条件など 【貸付限度額】 **3,700万円**
 【償還期間】 12年以内(うち据置5年以内)

農業経営負担軽減支援資金

既に借りている資金の償還が困難な方への資金です。より低利の資金に借り換えることにより償還の負担を軽減して、経営の立て直しを図ることができます。

資金使途 営農負債の借り換え
(農業制度資金や公庫資金などで貸付利率が年5.0%以下の場合には利用できません。)

貸付対象者 負債の償還が困難となっている一定の要件を満たす農業者

貸付条件など

- 【貸付限度額】 農業負債の残高
- 【償還期間】 10年以内(うち据置3年以内)
※市町村長及び振興局などの長が特に必要と認めた場合は15年以内(うち据置3年以内)
- 【融資率】 100%



畜産特別資金 (大家畜・養豚特別支援資金)

既に借りている資金の償還が困難な方への資金です。より低利の資金に借り換えることにより償還の負担を軽減して、経営の立て直しを図ることができます。

資金使途 大家畜及び養豚経営のために借り入れた資金の借り換え

貸付対象者 大家畜(酪農・肉用牛)、養豚経営者

貸付条件など

- 経営改善資金・・・毎年の約定償還額のうち、当該年度分において償還が困難な額
- 経営継承資金・・・後継者への経営継承に必要な額(残高の一括借り換えを含む)

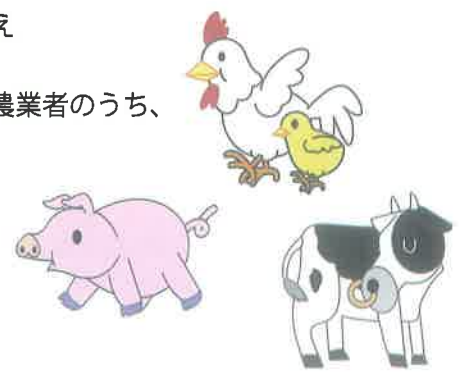
畜産経営体質強化支援資金

意欲ある畜産農家の経営改善を支援するための資金です。償還負担を軽減するため、より低利の資金に借り換えることにより経営改善を図ることができます。

資金使途 大家畜及び養豚経営のために借り入れた資金の借り換え
(負債整理資金には利用できません。)

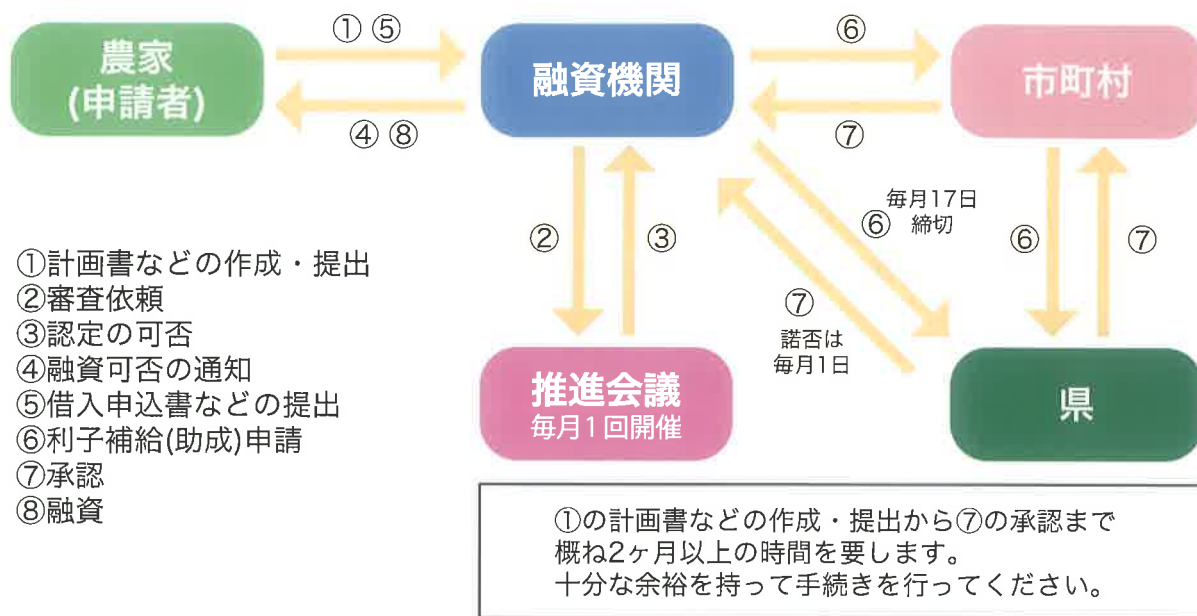
貸付対象者 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、大家畜(酪農・肉用牛)、養豚経営者

貸付条件など 【貸付限度額】 既往負債の一括借り換えに必要な額

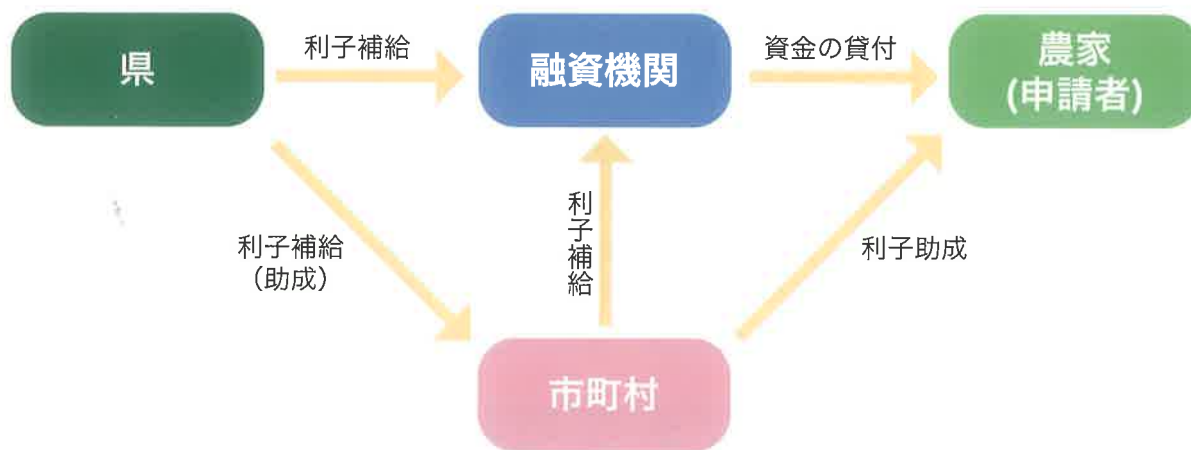


借入申込から融資までの流れ

農業制度資金の借入申込から融資までの一般的な流れです。
 具体的な手続きについては、資金によって異なりますので、融資機関や市町村などにお問い合わせください。



貸付金利の低減方法



認定農業者と認定新規就農者について

認定農業者

農業経営改善計画を作成し、市町村によりその計画が適当であると認められた者。
 (農業経営基盤強化促進法第13条第1項)

※ 農業経営改善計画には、農業経営の現状や改善に関する目標などを記載します。

認定新規就農者

新たに農業を開始する青年などで、青年等就農計画を作成し、市町村によりその計画が適当であると認められた者。(農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項)

※ 青年等就農計画には、農業を開始する時の状況や今後の目標、必要とする施設や機械などについて記載します。

農業制度資金貸付条件早見表

(貸付金利は平成28年4月1日現在)

資金種類		貸付条件				
		貸付金利 (%)	償還期限(※3)		融資率 (%)	
			(年以内)	うち据置期間 (年以内)		
みやざき農業改革資金	農業近代化資金	認定農業者	0~0.2	7	2	100 ※上限額あり
			0、0.2	15	7	100 ※上限額あり
	集落営農組織	0、0.2	7	2	80	
			15	7		
	それ以外の担い手	0、0.2	7	2		
			15	7		
※貸付金利を0%とする県の貸付利率の特例は貸付当初の5年間適用		※適用される償還期限・据置期間は、それぞれ資金用途により異なります。また、この表の年数に当てはまらないケースもあります。				
	経済変動・伝染病等対策資金	事象等の都度	7	3	100	
	災害資金	災害の都度	7	3	100	
	農業経営負担軽減支援資金		0.2	10~15	3	100
	農業経営改善促進資金(S資金)	認定農業者	1.5	1		
	家畜疾病経営維持資金		原則無利子	3~5	1~2	100
	畜特資金(大家畜・養豚特別支援資金)		0.2	7~25	3~5	100
	畜産経営体質強化支援資金 ※貸付当初5年間は無利子		0.2	15~25	5	100
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(L資金) ※国の貸付利率の特例は当初5年間	認定農業者	0~0.2	25	10	100
	農業改良資金	エコファーマー	0	12	3	100
		六次産業化法認定者など	0	12	5	100
	経営体育成強化資金		0.2	25	3	80
	農林漁業セーフティネット資金	認定農業者など	0.2	10	3	100
	青年等就農資金	認定新規就農者	0	12	5	100

※農業近代化資金の融資率100%は、個人1,800万円、法人・集落営農組織3,600万円までが適用されます。
 ※農業近代化資金の県の貸付利率の特例は4ページに掲載しています。
 ※農業経営基盤強化資金の貸付利率の特例は5ページに掲載しています。

前向き資金

補助資金

産別補助資金

貸付資金

負債整理資金

その他

早見表

農業信用保険制度について

農業信用基金協会の農業信用保証保険制度は、農業者の信用力を補完し必要とする資金が円滑に供給されることで農業経営の改善、農業の振興が図られるように設けられた制度です。

【制度のしくみ】

- 借入者は、融資機関から資金を借り入れる際に、農業信用基金協会に債務保証の委託申込みを行い、農業信用基金協会の保証承諾を得て資金を借り入れます。
 - 借入者は、農業信用基金協会に対して、所定の保証料を支払います。
※農業制度資金の保証料率＝保証額の0.25%～0.40%(資金の種類や保証の条件などによって保証料率が異なります。)
 - その後、何らかの原因によって借入金の返済が困難となった場合には、農業信用基金協会が借入者に代わって、融資機関に対し立替返済（一時立替払い）を行います。
 - 農業信用基金協会が行った立替返済については、農業信用基金協会と借入者で償還計画などを相談し、借入者は、その計画に沿って農業信用基金協会に返済をしていくこととなります。
- 詳しくは、宮崎県農業信用基金協会（電話：0985-31-2241）までお問い合わせください。

資金を借りるときにご注意いただきたいこと

- 詳しくはお近くの農協などの融資機関や農林振興局などへ
このパンフレットでは各資金の概略を記載しております。
各資金の詳しい内容については、お近くの農協などの融資機関や農林振興局などにご相談ください。
- 原則として、事前着工はできません
利子補給承認前に既に事業に着工しているものは県の利子補給・利子助成の対象となりません。
- 目的外使用の禁止
借り入れる時の目的以外に資金を使用することはできません。
- 経理の明確化
資金の借入者は、借入者名義の口座を使用し、請求書・領収証などは必ず保管しなければなりません。
全ての資金について簿記帳を行うことも借入れの条件となります。
- 貸付金利について
このパンフレットに記載してある貸付金利は平成28年4月1日現在のものです。
貸付金利は変動しますので、あらかじめご承知おきください。
- 法的手続きが別に必要になります
法令の制限などを受ける事業については事前に必要な手続きを終了してから申請してください。
- 償還期間
償還期間及び据置期間は、耐用年数や対象事業の効果などを考慮して個別に設定されます。
- 融資の可否について
融資の可否については、融資機関の審査により決定されますので、詳細については、融資機関にご相談ください。

お問い合わせ先（電話番号）一覧

■農林振興局など

- 中部農林振興局(宮崎市)
地域農政企画課：0985-26-7279
普及センター：0985-30-6121(国富町)
- 南那珂農林振興局(日南市)
農政水産企画課：0987-23-4312
普及センター：0987-21-9550
- 北諸県農林振興局(都城市)
地域農政企画課：0986-23-4507
普及センター：0986-38-1554
- 西諸県農林振興局(小林市)
地域農政企画課：0984-23-3165
普及センター：0984-23-5105
- 児湯農林振興局(高鍋町)
地域農政企画課：0983-22-1364
普及センター：0983-43-2311(西都市)
- 東臼杵農林振興局(延岡市)
農政水産企画課：0982-32-6135
普及センター
南部：0982-68-3100(日向市)
北部：0982-32-3216
- 西臼杵支庁(高千穂町)
農政水産課：0982-72-2108
普及センター：0982-72-2158

■本庁

- 農業制度資金全般については
農業経営支援課：0985-26-7131
- 畜産特別資金・家畜疾病経営
維持資金については
畜産振興課：0985-26-7140

■関係機関

- 宮崎県農業信用基金協会
0985-31-2241
- (株)日本政策金融公庫宮崎支店
農林水産事業：0985-29-6811

ホームページ【<http://www.pref.miyazaki.lg.jp>】

県庁ホームページ→しごと・産業→農業→農業制度資金→農業制度資金のご案内